

# 委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

- 第6条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定す

るものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

**(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)**

**第7条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

**(本業務の特記仕様事項)**

**第8条** 本業務における特記仕様事項は、「揚排水ポンプ設備点検業務特記仕様書」のとおりとする。

# 揚排水ポンプ設備点検業務特記仕様書

## (仕様書の適用)

第1条 本業務は、本仕様書に基づき実施しなければならない。なお、本仕様書に定めのない事項については、次の各共通仕様書に基づき実施しなければならない。

- ・徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月
- ・機械工事共通仕様書（案） （国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）
- ・電気通信設備工事共通仕様書 （国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものを適用するものとする。なお、業務途中で改定された場合は、この限りでない。

## (一般事項)

第2条 揚排水ポンプ設備の点検・整備にあたっては、関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- ・河川ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル（案） （国土交通省）
- ・救急排水ポンプ設備点検・整備方針（案） （国土交通省）
- ・揚排水機場設備点検・整備実務要覧（案） （国土交通省）
- ・揚排水機場設備点検・整備方針（案） （国土交通省）

## (現場責任者)

第3条 受注者は、公共施設維持管理業務（除草・せん定等）委託（請負型）契約書第6条第1項に基づき、「現場責任者届」を提出する際に次のものを添付しなければならない。

（1） 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

### <直接的な雇用関係>

現場責任者と所属業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。

（2） 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

## (業務工程表)

第4条 受注者は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内（ただし、14日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、設計図書に基づいて業務工程表を所定の様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、契約変更時の残期間が30日未満となる場合、工程に影響がない軽微な数量の増減となる場合の変更工程表について、監督員への提出を省略することができる。ただし、監督員から提出の指示がある場合については、省略することができない。

## (対象機器)

第5条 本業務の対象とする機器は、ポンプ設備の稼動に関する電気機器を含む全ての機器（主ポンプ設備、駆動設備、系統機器設備、監視操作制御設備、電源設備、除塵設備、付属設備（燃料貯油槽、天井クレーン、換気・照明設備、消火・屋内排水設備、角落し設備））とする。ただし、水門及び建屋を含む屋外土木施設は対象外とする。

## (点検要領)

第6条 点検要領は設計図書によるものとするが、特に次の事項に留意して行うものとする。

- 2 点検作業員は、業務について十分な知識と経験を有するものでなければならない。
- 3 点検作業の詳細な計画工程表の作成にあたっては、天候、周辺の用水の使用状況、潮の干満等を調査し、点検時期を決定するものとする。
- 4 吸水槽の点検にあたっては、土砂の堆積状況を可能な限り具体的に状況把握するものとする。  
また、転落、転倒事故が起きないよう安全対策を確実に講じた上で実施するものとする。
- 5 主ポンプ設備においては、次に留意して点検を実施するものとする。
  - (1) 主ポンプ主軸については、軸心の狂い、運転中の軸受等の異常振動、温度の計測及び異常音の有無の確認を行い、良好な運転が行われているかを確認する。
  - (2) 各潤滑油については、油量が適切であるか、漏油の有無等の確認を行うとともに、使用油の劣化状況についても確認するものとする。
  - (3) グランドパッキンについては、異常過熱の有無と水の漏れ量が適量であるかを確認するものとする。
  - (4) 計器類については、破損、汚れの状況及び正確に計測・動作しているかを確認するものとする。
  - (5) 吐出弁については、腐食、グランド部の漏水の確認を行うとともに、運転中の異常振動、異常音の有無及び異常な発熱がないことの確認を行い、良好な運転が行われているかを確認する。
- 6 主ポンプ駆動設備においては、次に留意して点検を実施するものとする。
  - (1) 潤滑油については、オイルパン内の潤滑油量、水分、沈殿物の有無を確認するものとする。
  - (2) 潤滑油ポンプ、初期潤滑油ポンプについては、配管等からの漏油の有無、ポンプ本体の発熱、異常振動及び異常音についての確認を行うものとする。
  - (3) 給気取入口及び排気口の閉塞の有無、排気ダクト並びに断熱被覆等の破損、亀裂の有無を確認するものとする。
  - (4) 運転状況については、異常振動、発熱、駆動音等について確認し、ガスタービンエンジンについては、他に始動及び停止時間、排気温度、回転数等についての確認を行い、円滑な運転がなされているかを点検するものとする。
  - (5) ディーゼルエンジンについては、燃料噴射ポンプの噴射圧力、噴霧状態、弁座の油密状態を確認するものとする。
  - (6) ディーゼルエンジンのシリンダヘッドについては、給・排気弁の弁頂部のすきまの調整を行うものとする。
  - (7) ディーゼルエンジンの始動時に際して、始動失敗や起動渋滞等が発生した場合については、排気管内に未燃焼ガスの滞留が考えられるので、再始動を行う際には安易な再始動を行わず、十分な対策を講じた後に実施するものとする。
  - (8) 減速機については、点検窓が備えられている場合は歯面の損傷等の確認を点検窓より行うとともに、運転中の異常振動、温度の計測並びに異常音の有無の確認を行い、良好な運転が行われているかを確認する。
  - (9) 各潤滑油については、油量が適量であるか、漏油の有無等の確認を行うとともに、使用油の劣化状態についても確認するものとする。
  - (10) 計器類については、破損、汚れの状況及び正確に計測・動作しているかを確認するものとする。
- 7 系統機器設備においては、次に留意して点検を行うものとする。
  - (1) 真空ポンプについては、運転中の異常振動、軸受温度、グランド部の漏れ量、満水時間等を確認するものとする。
  - (2) 空気圧縮機については、冷却水量、Vベルトたわみ量、異常振動、吐出圧力、充填時間

等の確認を行うものとする。

- (3) 始動空気槽については、空気槽、配管からの漏れ、タンク圧力、弁の作動確認を行うものとする。また、ドレン抜きを励行するものとする。
- (4) 燃料貯油槽については、タンク内の水分の混入及びスラッジの堆積の有無を確認し必要に応じて除去するものとする。また、燃料系配管、小出槽、機付きタンク等各部の漏油の有無についても確認するものとする。
- (5) 冷却系統については、運転中の異常振動、温度の計測、異常音の有無、冷却水の漏れ及びバルブ状況の確認等を行い、良好な運転が行われているか確認するものとする。

8 除塵設備においては、運転中の軸受等の異常振動、温度の計測及び異常音の有無の確認を行い、良好な運転が行われているか確認するものとする。

9 監視操作制御設備においては、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。併せて、連動、手動、自動操作が正常に動作することも確認することもする。また、PLCについては、電源電圧、入力信号、出力信号の確認、伝送装置については、電源電圧、信号レベル、接続部の確認を確実に行うものとする。

10 機器の分解等を行う場合においては、ポンプ排水運転の機能確保の対策を行った上で実施し、急な出水にも対応可能としなければならない。

11 排水機場内の作業を原則とするが、特に持出しが必要な場合は監督員と協議するものとする。

12 点検時に操作の保護（インターロック）を解除する場合においては、施設への悪影響を及ぼさないよう事前調査を行い、点検終了時は所定の状態への復旧を行うものとする。

13 管理運転においては、負荷状態で行うことを基本とする。なお、現場条件により無負荷運転を行う場合は、クラッチの脱着やカップリングの確実な離脱を行う必要から、管理運転方法の詳細については、監督員と協議し決定するものとする。管理運転にあたっては、内水位や放流水の影響を考慮の上、関係各機関と調整を行い実施するものとし、実施時は周囲の監視を行うものとする。

14 エンジン運転時においては、給気取入口及び排気口部の目詰まりを確実に点検するものとする。なお、寒冷時及び始動失敗時には未着火による未燃焼ガスの滞留に留意するものとする。

15 水中軸受への給脂においては、潤滑部が十分に休止された状態で実施するものとする。

16 自家発電設備におけるディーゼルエンジン、ガスタービンエンジンの点検・整備においては、主ポンプ駆動設備に準ずるものとする。

17 現場点検業務は出水時期までに作業を終えることとし、他工事との調整等により作業完了が困難な場合は監督員と協議の上、点検順序等を調整するものとする。

18 作業中に発見した異常、問題点は隨時報告するものとする。

19 天井クレーン等、機場内にある機器を使用する場合においては、受注者の責任の下、性能確認を行った上で使用するものとする。

20 点検作業実施時等、現場作業時には必要に応じて、監督員が立会するものとする。

#### (事故報告書)

第7条 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、徳島県の「土木・建築施設の建設工事等に係る事故対応マニュアル(受注者用)」に基づき直ちに監督員に通報するとともに、事故報告様式を監督員に提出しなければならない。

#### (諸法令の遵守)

第8条 受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用・運用は受注者の責任において行わなければならない。

2 点検作業に伴い、生じた廃棄物等については、適切に処理するものとする。

#### (地域住民等への対応)

第9条 受注者は、業務の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

- 2 受注者は、地元関係者等から業務の履行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 3 受注者は、業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。また、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

#### (業務時期及び業務時間)

第10条 受注者は、設計図書に業務時間が定められている場合で、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員と協議するものとする。

- 2 受注者は、設計図書に業務時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、監督員が指示する様式（事故等発生時連絡者届出書）により、作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。

#### (法定外の労災保険の付保)

第11条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

#### (点検結果報告)

第12条 点検作業の各段階における点検結果をもとに、機器及び設備ごとにとりまとめた報告書を作成するものとする。

- 2 不具合箇所及び故障箇所が確認された場合には、マニュアルに基づき不具合の緊急性を順位付けするとともに、修繕・更新する際にどの程度の費用を要するかを不具合箇所ごとに概算見積書を報告書に付するものとする。この際の見積額は実勢価格によるものとし、諸経費を除く直接費とする。
- 3 報告書は、A4版印刷物で作成するものとする。また、報告書一式の電子データをウイルスチェック済みのCD-R等の電子媒体で2部作成するものとする。

(様式1)  
令和 年 月 日

( 発注者 ) 殿

受注者 住所  
氏名

## 現場責任者届

業務名

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)	( . . . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

＜直接的な雇用関係＞

現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。

※2 取得資格等がある場合は、以下の（1）、（2）について記入及び添付をすること。

（1）取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。

（2）資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。